

川道街発第76号
令和6年12月26日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	福田	洋子	様
同	古川	九一	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年5月31日執行の建設部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（道路街路課）

道路街路課の使用料において、事業用地に係る使用許可の手続きが、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

道路街路課の事業用地に係る使用許可の手続きにおきまして、川口市財産規則及び川口市行政財産の使用料に関する条例に則り、令和6年9月25日付け申請分から決裁に使用料及び減免に係る記載をし、適正に事務を執行いたしました。

